

# 学校給食公会計の導入



高ボッチ高原から望む  
諏訪湖と富士山

平成28年11月25日

長野県塩尻市教育委員会

# 塩尻市の概要

- 面積 290.13km<sup>2</sup>
- 人口 67,170人  
(H27国勢調査速報値)
- 製造品出荷額  
5,962億(県下1位)



# 1. 公会計化の概要と成果

# 塩尻市の学校給食の特徴

① **自校自営給食** 学校ごとの特色あるメニュー

② **地産地消** 農家と学校をつなぐ給食コーディネーター

③ **食育活動** 給食レストランの開催

給食レシピサイト  **こんこんレシピ**  
konkon.jp

④ **公会計** 25年度から給食会計を市の一般会計に計上、市が会計管理

特 徴

# 木曾漆器 キムタクごはん



木曾漆器の生産地である檜川地区の小・中学校では、平成12年から、地元職人製作による木曾漆器の食器を給食に使用。使い心地はもちろん、地域や伝統文化を学習する生きた教材として、さまざまな教育的効果をもたらしている。

## 木曾漆器の食器



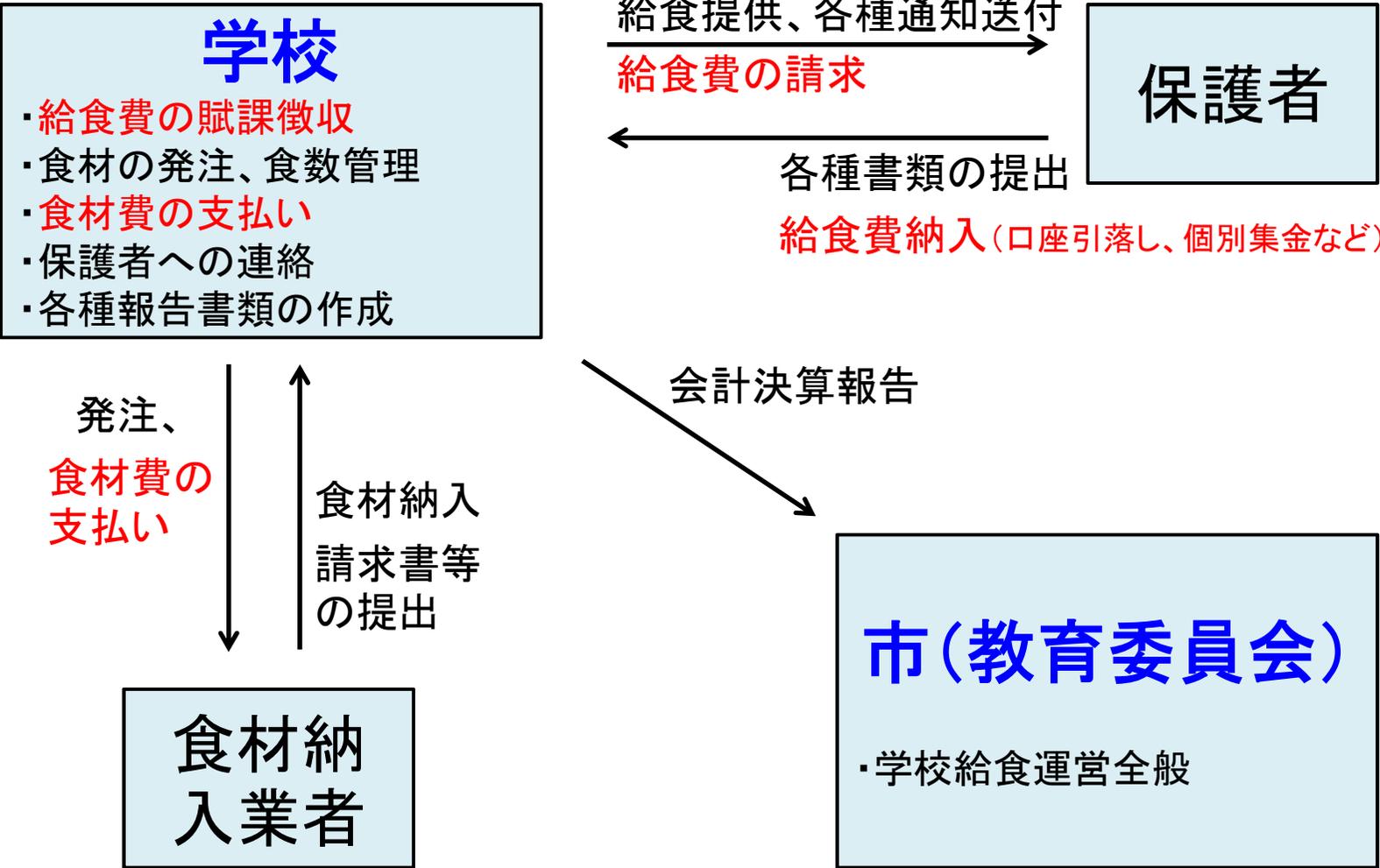
平成14年に塩尻市職員の学校栄養士が考案し、初めて学校給食の献立に。ネーミングだけでなく、キムチとたくあんの絶妙な味付けと食感で子どもたちに大人気のメニューとなる。現在では長野県を代表する学校給食メニューに。

## キムタクごはん

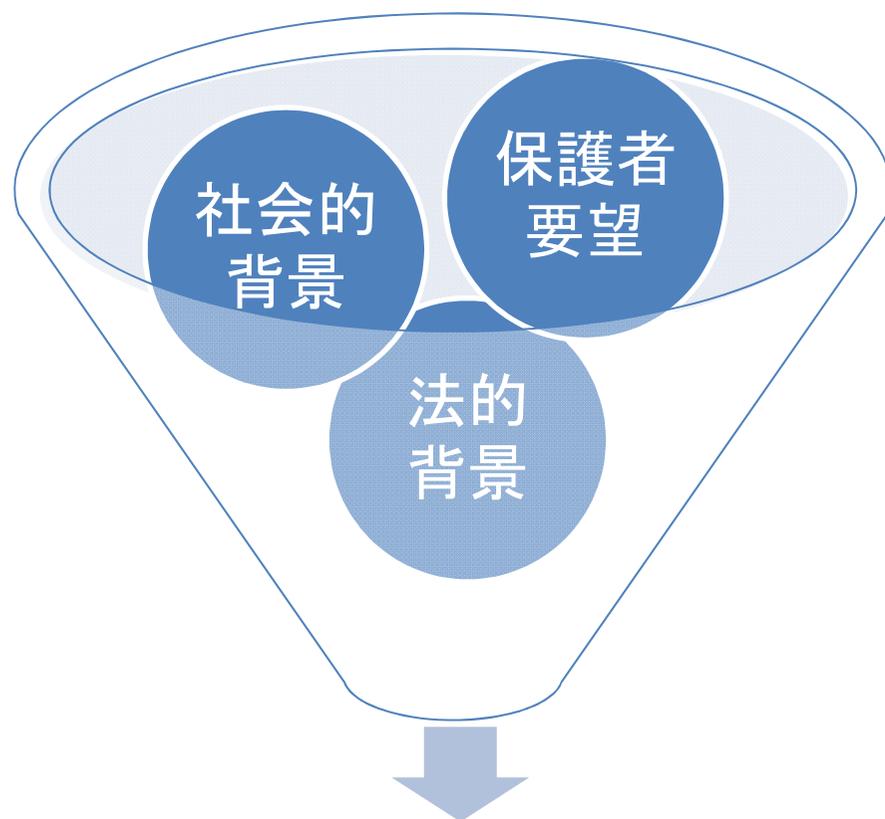
# 学校給食の基礎データ

- 1 学校数 15校 (小学校9校、中学校6校)  
※中学校のうち1校は、辰野町との一部事務組合立
- 2 児童生徒数 5,309人 ※教職員530人
- 3 給食日数 年平均206日
- 4 栄養職員 1校1人栄養教諭(栄養士)配置
- 5 給食事務担当 事務職員、栄養教諭(栄養士)
- 6 給食調理員 市職員約60人 (うち正規23人)
- 7 主食の割合 米飯週4日、麺又はパン週1日
- 8 地産地消率(市内産) 野菜35.1% 果物23.8%

# 公会計前(私会計)の給食会計



# 公会計化のあゆみ



公会計



市長によるトップダウン

PTA役員による現金集金や未納  
世帯訪問に対する抵抗感

給食費の未納問題  
教職員の徴収管理の負担増  
会計事務の不透明性、事故

H23年 保護者申出による、  
児童手当からの徴収開始

給食費無料化の検討

# 公会計化への課題は山積み

トップダウンはあったものの…

- ① 新たな財政・人的負担の発生
- ② 給食費収納率ダウンへの懸念
- ③ 制度設計、事務運用が難しい など



**公会計化は、したくない。**

(自治体の本音)

# ①新たな財政・人的負担の発生

- ・給食費、食材支払＝栄養教諭、事務職員など
- ・未納者対策＝校長、教頭、担任、PTA ×15校分

本市の  
対策

- ・職員**3名増**（うち嘱託員1人） ※現在は正規2名に減員
- ・事務予算 **年間約310万円増**（人件費除く）  
うち、システム構築リース 約170万/年

## ②給食費収納率ダウンへの懸念

- 「公会計移行で、収納率が落ちる」神話
- 市税などに比べると、格段に高い収納率

本市の  
対策

- 徴収嘱託員1人を雇用
- 「債権回収マニュアル」を定め、児童手当及び就学援助費の充当など、庁内連携体制を構築

### ③制度設計、事務運用が難しい

- 学校給食法第11条第2項 (保護者の経費負担)
- 多様な給食運営方式 (自校、センター、合併起因)
- 多様な事務ルール (徴収・還付・発注・業者選定など)

本市の  
対策

- 教職員の意見を参考に**統一ルール**を設計
- 毎年「**事務手引き**」を作成し、学校に配布・運用
- 財務及び契約関係例規との整合

# 公会計化に当たってのタスク

## ○児童手当からの徴収を活用

- ・未納者に限らず希望者する保護者全員に適用

## ○教職員負担の軽減

- ・関係事務は必要最小限に。私会計時の滞納解消

## ○PTAによる徴収の廃止

- ・PTA及び保護者の関わりを全て無くす

## ○事務の効率化、収納率の維持

- ・公平公正で事務負担を抑えた制度構築、未納者対策

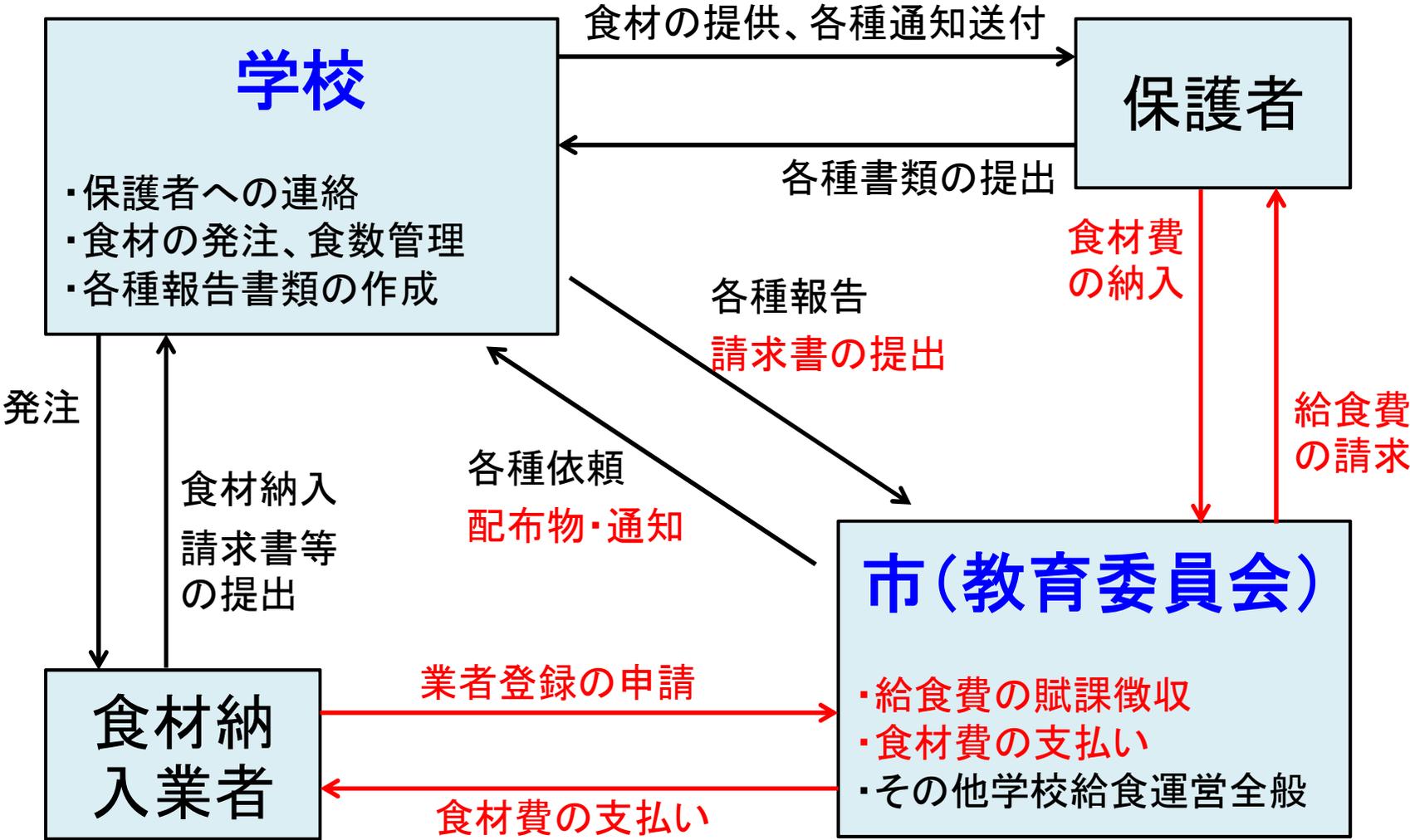
# 公会計化のスケジュール



# 移行準備の経過 (H24年度実績)

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例規整備	制定内容の研究				徴収規則原案		庁議	・例規審査 ・徴収規則制定				
学校事務・予算	学校事務の調査				<b>公会計制度設計</b> (給食費設定、欠食還付ルール、食材費購入・支払ルール、庁内調整ほか) → マニュアル作成		・学校配分調整 ・予算計上 ・学校事務担当者説明会			食材業者説明会 → 業者登録		
保護者								・PTA役員説明 ・保護者説明会		・在校生手続き ↓		広報HP
システム	・仕様確定 ・業者選定		入札	契約	基本設計			・基本設計完了 ・学齢簿、児手システム連携テスト		・仮稼働、データ入力 ・金融機関振替テスト		

# 公会計化後の給食会計



# 教職員負担の軽減 (赤字が消滅業務)

## 1 給食費徴収関係

- ・徴収対象者データ入力、管理
- ・収納データ作成、銀行送信→学校長口座に収納→収入簿
- ・未納発生→催促(手紙)→電話→訪問→懇談会時面接  
→管理職(校長・教頭等)の訪問・相談

## 2 食材費支払い関係

- ・請求書(納品書)の検算→伝票作成、支払い→帳簿管理
- ※未納金額が多いと、食材業者への支払いが滞る場合も

## 3 給食費決算報告関係

- ・決算書作成→監査→PTA総会報告、承認

# 公会計後の主な学校事務

## ○人員管理

異動(転出入者)報告、不登校児報告、クラス等情報の提供

## ○食数報告

欠食報告、試食会及び非常勤職員の食数報告

## ○連絡業務

保護者宛て通知等の配布、手続書類の配布・回収

## ○未納対策

就学援助費等からの充当額の調整

# 公会計後の学校給食費

## ■ 給食費の金額等

区分	日額	年額
小学生	290円	58,500円
中学生	330円	66,600円

## ■ 給食費の徴収方法等

区分	方法	内容	手続き書類	手続き時期
児童 及び 生徒	<b>児童 手当</b>	年3回(6・10・2月) 支給額からの天引	児童手当に係る学校給 食費等の徴収等に関する 申出書(様式第15号)	<b>小学校入学時</b> 又は 転入時 ※1度の手続きで、 中学校卒業まで有効
	口座 振替	年10回(5~2月) 保護者の預金口座 ※13金融機関から選択	口座振替依頼書	
教職員	口座 振替			

# 児童手当からの徴収

## ○保護者申し出により児童手当から徴収できる費目

児童手当法第21条第1項及び児童手当法施行規則第12条の10第2項

### ◎学校給食費

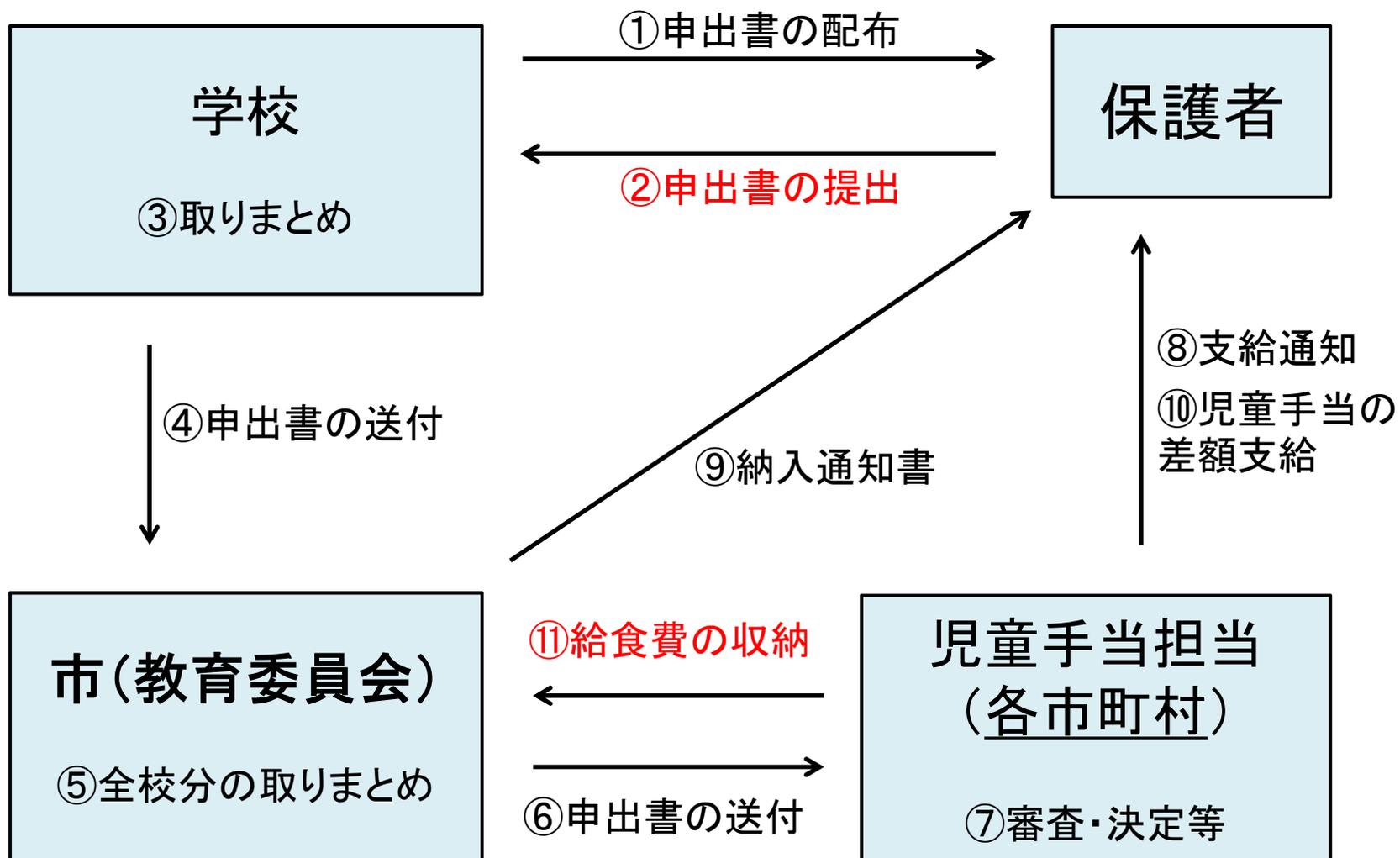
・保育料

### ○学用品の購入に要する費用

・放課後児童健全育成事業の利用費用

### ○学校教育に伴って必要な費用

# 児童手当からの徴収手順



# 私会計未集金の「債権譲渡」

○目的 私会計の滞納解消、教職員負担の軽減

学校長から市長へ滞納債権の無償譲渡契約 (H25年6月締結)

学校	H21	H22	H23	H24	合計(円)
A小	—	17,660	95,920	317,460	431,040
B小	73,017	—	—	29,100	102,117
C小	—	—	—	5,670	5,670
D中	—	—	55,734	252,543	308,277
E中	—	—	—	45,717	45,717
合計(円)	73,017	17,660	151,654	650,490	<b>892,821</b>

○対象 今後徴収の見込みがない未収金(時効前)

○効果 学校による債権管理の必要なし、公平性確保

# 「債権譲渡」の収納実績

譲渡後3年・・・

現在の私会計未納金の状況 (H28.9)

学校	H21	H22	H23	H24	合計(円)
A小	—	0	0	20,509	20,509
B小	0	—	—	0	0
C小	—	—	—	0	0
D中	—	—	0	0	0
E中	—	—	—	45,717	45,717
合計(円)	0	0	0	66,226	<b>66,226</b>

債権譲渡金額の 92.58% を収納

# 私会計分の未納整理

## 未集金及び債権譲渡等に係る学校との連絡経過

24年11月 公会計担当者説明会において、債権譲渡手順を説明

25年3月 学校長宛て文書「給食費未収金の処理について」

25年4月 学校長宛て文書「PTA総会における給食会計処理について」

25年5月 学校長宛て文書「給食費未収金の処理について(再)」

25年5月17日 未収金引継ぎ書(債権譲渡対象)提出締め切り

25年6月3・4日 学校担当者と協議(譲渡契約書案、対象事件聞き取り)

**25年6月14日 債権譲渡契約締結**

25年6月17日～21日 債権譲渡通知書の送付(学校→保護者)

25年6月24日 催告書の郵送(市→保護者)

25年7月8日～12日 市職員による納付折衝を開始

# 導入効果① 給食費収納率

【表】年度別収納率 (%)

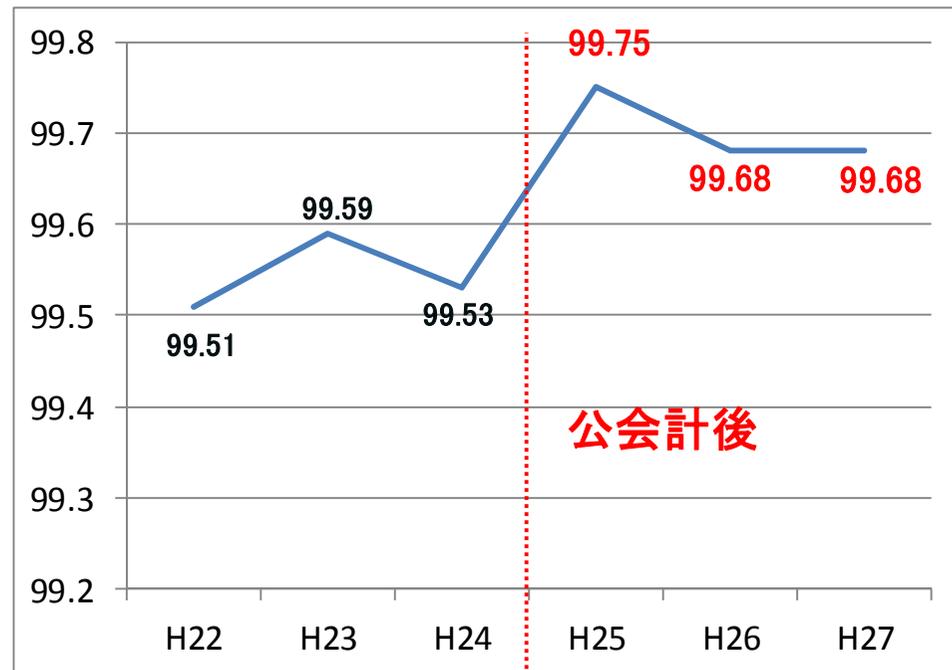
年度	現年度	滞納繰越	合計
H22	99.79	38.22	99.51
H23	99.87	43.08	99.59
H24	99.80	35.15	99.53
H25	99.86	59.16	99.75
H26	99.78	58.62	99.68
H27	99.77	70.80	99.68

特に、

**滞納繰越分が向上！**

0.1~0.2%  
アップ

【グラフ】年度別収納率 (%)



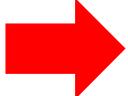
# 導入効果② 教職員負担

## 1 業務量の減少

事務量で、**約3～4日分/月**減少 ※750人規模の学校の場合

## 2 精神的負担の軽減

「未納金対応がなくなり、良かった」等、学校からは高評価

 **児童生徒への指導に傾注** (学力向上、不登校児対応)

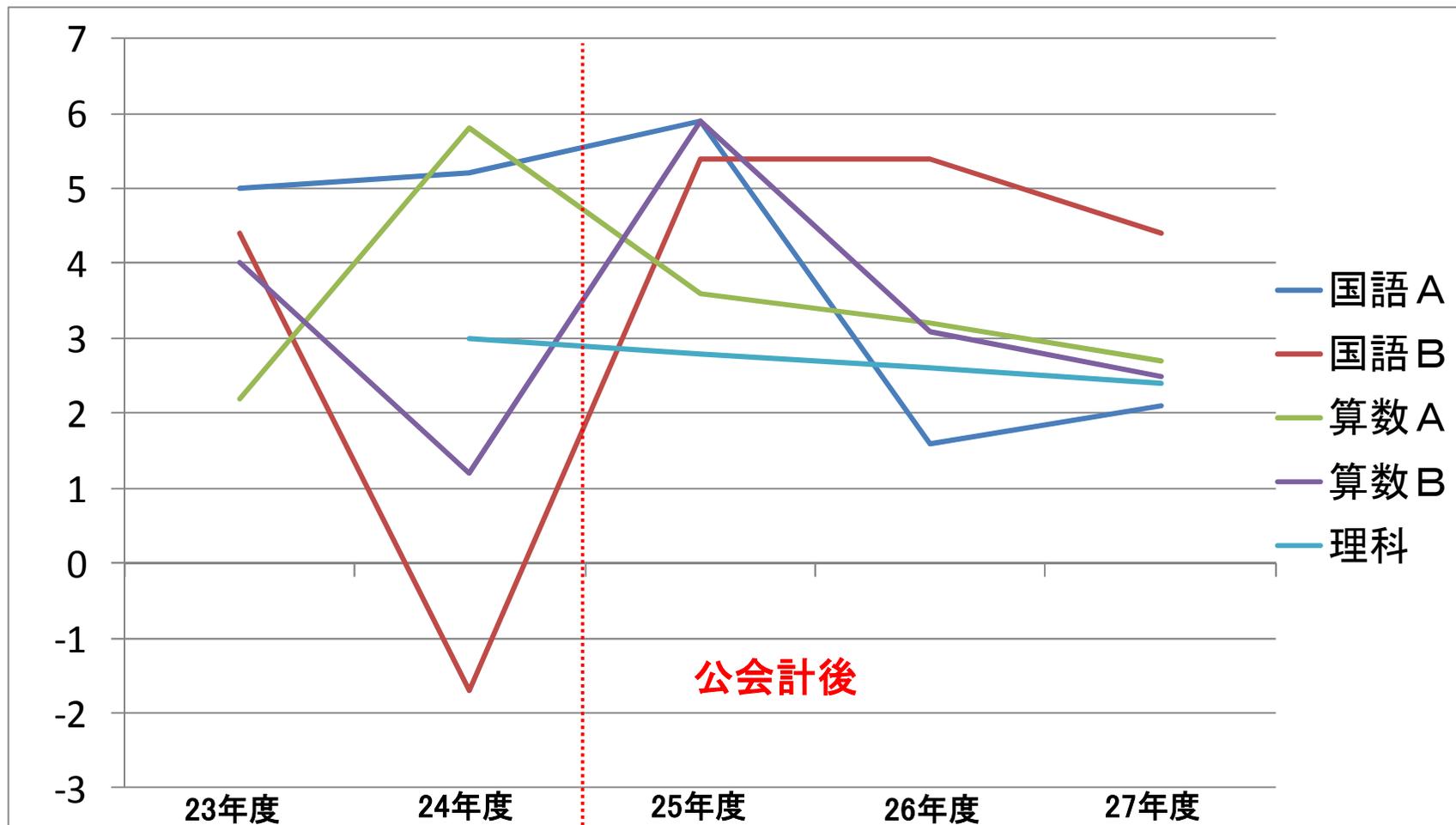
## 3 市の一般会計による安定した予算執行

食材費予算が確保されているため、未収金の有無に関係なく支払いが可能

# 全国学力調査結果の推移(小学校)

【グラフ】正答率の全国平均との差の推移 (%)

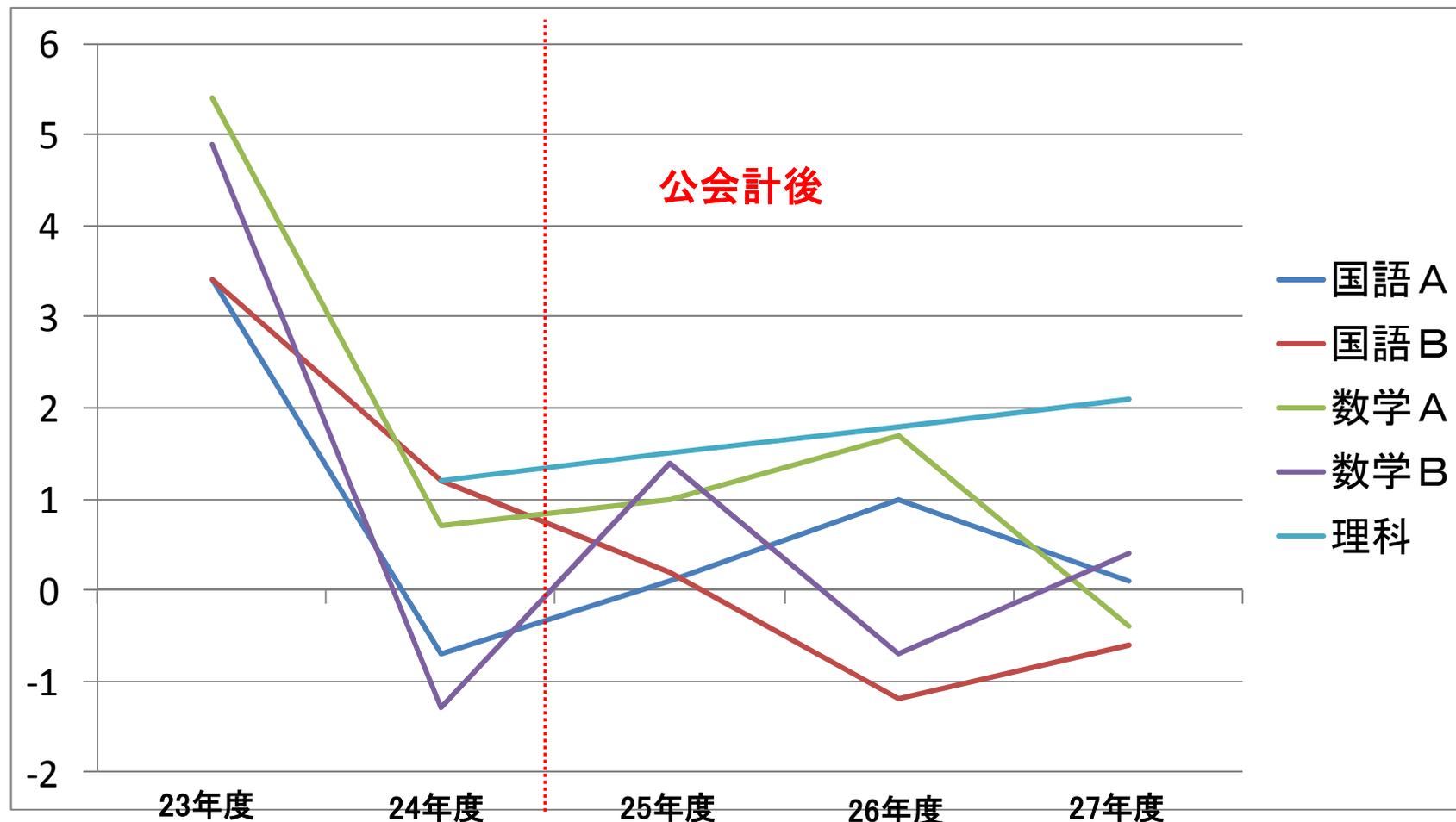
※理科は24・27年度のみ



# 全国学力調査結果の推移(中学校)

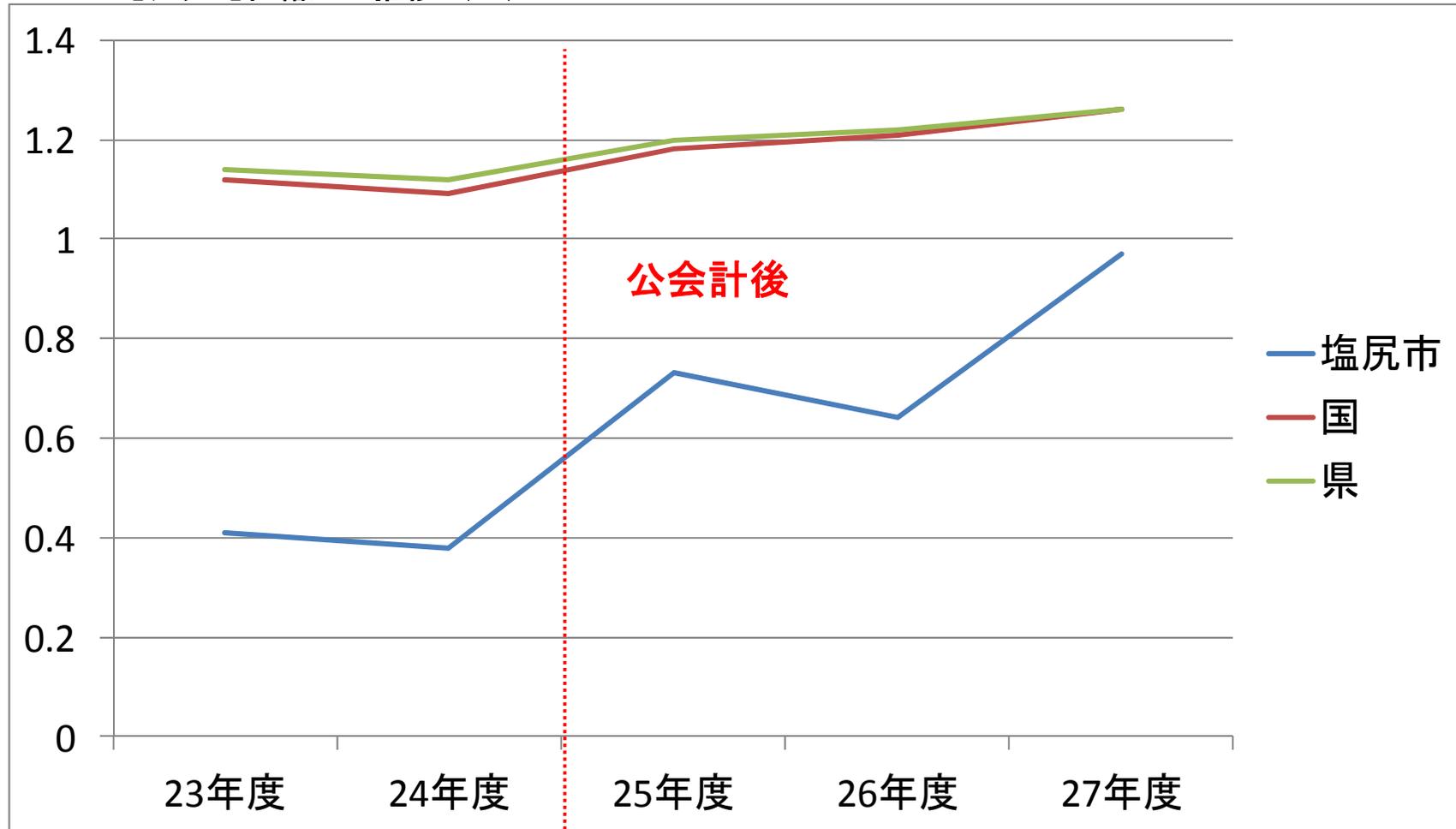
【グラフ】正答率の全国平均との差の推移 (%)

※理科は24・27年度のみ



# 不登校状況の推移 (小中学校合計)

【グラフ】在籍比の推移 (%)



# 成果と課題

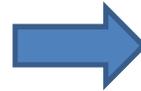
区分	成果	課題
制度全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食費負担の公平性</li> <li>・会計の透明性</li> <li>・事務全体の合理化、集約化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の繁雑さ</li> </ul>
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校務の軽減</li> <li>・時間的、精神的負担の軽減</li> <li>・学力向上及び生徒指導など本来業務への傾注</li> <li>・保護者、子どもとの良好な関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私会計時には無かった報告等</li> <li>・未納保護者との信頼関係に基づく徴収折衝がなくなる</li> <li>・歳入歳出の均衡維持</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付の利便性向上</li> <li>・納付方法選択の自由</li> <li>・児童手当納付による負担感の軽減</li> <li>・PTA役員負担の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公会計移行時に改めて口座登録する必要</li> </ul>
市 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校給食運営への関与促進</li> <li>・債権管理(民事手続き)</li> <li>・ノウハウの蓄積と応用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的・財政的負担の発生</li> </ul>

## **2. 学校現場から見た公会計**

# 学校現場の変化

## 学校

- ・事務負担の軽減  
（収納・支払・滞納・など）
- ・心理的負担の軽減  
（保護者対応・事故など）



## 新たな業務

- ・報告事務  
食数、児童生徒の転出入など
- ・連絡業務  
通知書類の配布、回収など

事務処理方法の混乱  
学校間で取扱いが不一致

## 保護者

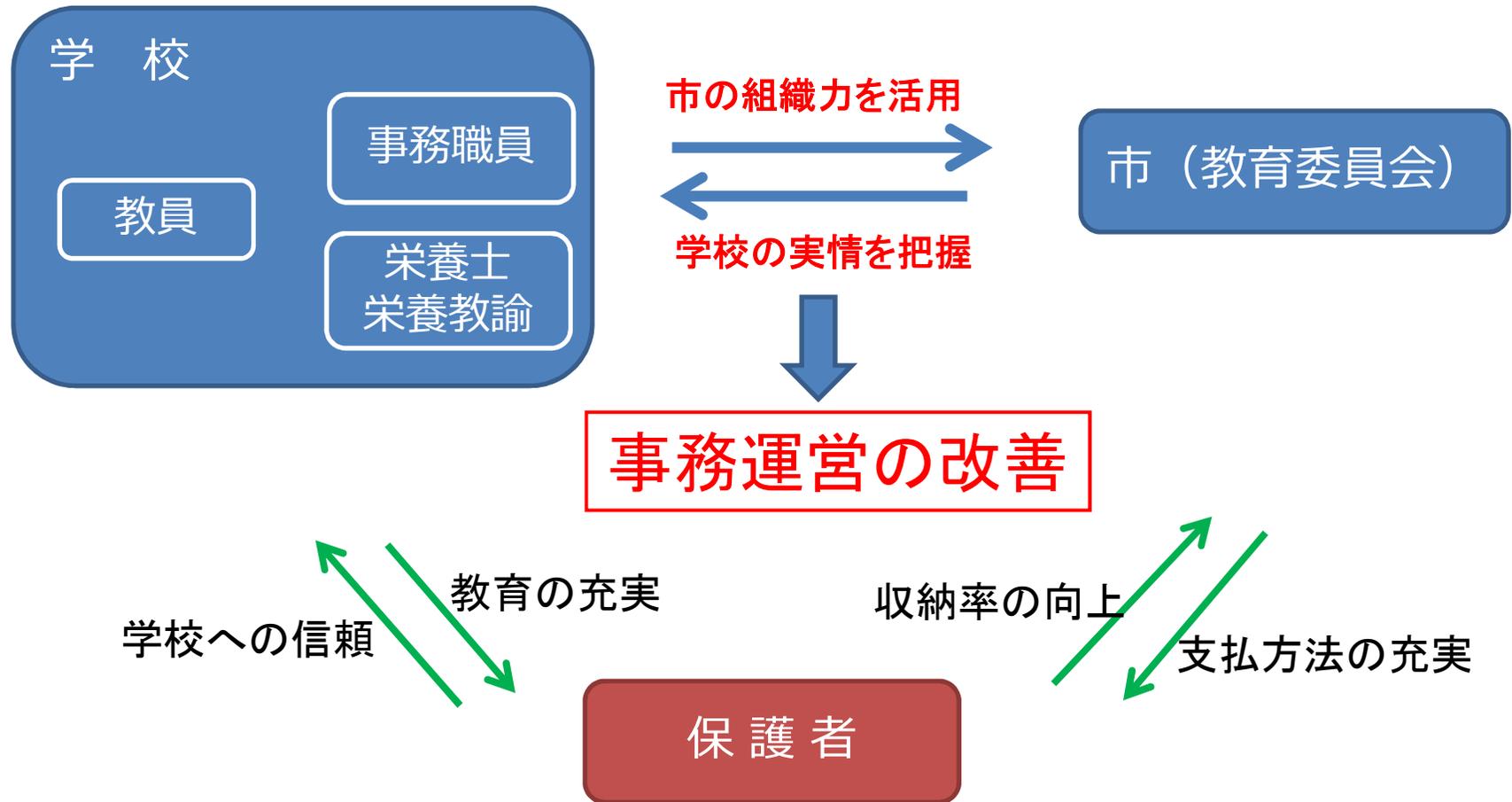
- ・現金を扱う負担の軽減  
（集金業務など）
- ・支払方法の充実  
（取扱金融機関の増加・  
児童手当からの支払い）



## 市（教育委員会）

- ・重い責任と新たな業務
- ・円滑な事務運営

# 組織間の連携を図る



それぞれが良好な関係になるために、  
学校と教育委員会との連携を深める必要性



**鶏肉のマーマレード焼き**  
(アクセス数 第1位)

ご清聴ありがとうございました。